



表彰制度の概要

2016年7月15日

製・配・販連携協議会事務局

1.表彰制度の導入

- 協議会活動の活性化、加盟企業のモチベーション向上を図るために、年度総会で優秀な取組を表彰する制度を導入する。

<表彰制度の概要>

- 表彰名 : 「サプライチェーン イノベーション大賞」
- 対象企業 : 製・配・販連携協議会の加盟企業
- 表彰企業 : 製・配・販から複数企業
- 選考委員会 : 経済産業省、流通システム開発センター、流通経済研究所 等



WG（加工食品＋日用品）にて評価基準など**制度内容を議論**。



2016年7月総会において優秀企業を表彰し、HP等で公表する。

1.表彰制度の導入（表彰名について）

【視点】

- エントリーしたくなる／受賞したくなる
- 賞の主旨・意義、が包含されている
- 親近感がある（覚えやすい、読みやすい）

【選定】

- 加盟企業と事務局で投票を実施し、
No.4 「サプライチェーン イノベーション大賞」に決定した。

| No. | 表彰名候補 |
|--|--------------------------|
| 1 | ONE サプライチェーン アワード (OSCA) |
| 2 | ONE 製・配・販 アワード |
| 3 | サプライチェーン・オブ・ザ・イヤー (SOTY) |
|  4 | サプライチェーン イノベーション 大賞 |
| 5 | サプライチェーン イノベーション アワード |
| 6 | この連携がすごい！日本サプライチェーン大賞 |
| 7 | 製・配・販連携大賞 |
| 8 | 製・配・販連携ベストプラクティス大賞 |

※受賞した事業社は、年度以降も継続して使用可能。（ただし、受賞した年度表記は必須）

2. 表彰実施要領

- 「サプライチェーン イノベーション大賞」表彰実施要領を次のように定める。

| 【項目】 | 【詳細】 |
|-----------|--|
| 1.表彰実施者 | 製・配・販連携協議会 |
| 2.表彰の対象 | サプライチェーン全体の最適化に向け、製・配・販各層の協力の下、優れた取組を行い、業界を牽引した企業に対して、その功績を表彰する。 |
| 3.表彰の方法 | 表彰は、表彰状を授与して行う。 |
| 4.表彰の決定 | 製・配・販連携協議会大賞表彰選考委員会は、2. に照らし適当と認められる企業を選定し、製・配・販連携協議会総会にて発表する。 |
| 5.表彰選考委員会 | <p>(1) 所掌事務 選考委員会は、別途定める規定に基づき審査を行い、表彰を受けることが適当であると認められる事例を選定する。また、表彰の種類、企業数、評価方法等について、別途定める規定を決定する。</p> <p>(2) 組織・運営 選考委員会の組織・運営については、製・配・販連携協議会事務局が定める。</p> <p>(3) 庶務 選考委員会の庶務は、製・配・販連携協議会事務局において行う。</p> |
| 6.実施細則 | この要領を実施するために必要な事項は、製・配・販連携協議会事務局が定める。 |

3. 表彰選考委員会について

■ 「サプライチェーン イノベーション大賞」表彰選考委員会について次のように定める

| 【項目】 | 【詳細】 |
|------------|--|
| 1.選考委員会の組織 | 選考委員会は、製・配・販連携協議会事務局（経済産業省、流通システム開発センター、流通経済研究所）に有識者（流通・物流専門家3名程度）を加えたものとする。 |
| 2.進行について | 受賞を希望する各企業は、選考委員会開催する、5月中旬前までに、製・配・販連携協議会ビジョンの理念を最も実現していると思われる事例を製・配・販連携協議会事務局に提出する。選考委員会は提出された事例を評価し、各賞の受賞企業を決定するものとする。 なお、今年度提出されたベストプラクティス事例は選考の対象とする。また、表彰にあたって事例を更新して再提出することや新事例を提出することを妨げない。 事例は2011年の製・配・販連携協議会発足以降なら過去の事例でもよい。また、事例を提出する際は、以下の採点基準に関連する項目について、可能なら定量的なデータ及びその計算方法等の参考資料を添付するものとする。 なお、賞は「サプライチェーン イノベーション大賞」（1事例）及び、「優秀賞」（3～5事例程度）とする。選考方法は以下のとおり。 ※共同実証事例に関しては連名への表彰とする。 ※質問などの問合せは、事務局にて随時対応致します。 |
| 3.選考方法 | 選考委員は、選考委員会の開催前に以下の観点から評価点を決定し、必要に応じて各事例についてコメントを作成する。選考委員は、これらの評価点及びコメントを選考委員会開催までに製・配・販連携協議会事務局に提出する。 |

3. 表彰選考委員会について

■ 「サプライチェーン イノベーション大賞」表彰選考委員会について次のように定める

| 【項目】 | 【詳細】 |
|--------|--|
| 3.選考方法 | <p>(採点基準) 各基準につき25点ずつ、最高点は100点とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 事業の新規性・創造性2. 事業の継続性・課題克服性3. 業界への啓発・普及効果4. 事例を提出した企業の協議会への貢献度、その他特筆すべき事項、等 <p>※選考委員は4. を評価するため、各企業のこれまでの製・配・販連携協議会WG出席等を勘案するものとする。(定量的評価)</p> <p>(配点) 各委員はそれぞれ、製・配・販連携協議会所属企業から提出された事例を評価し、最大100点の得点をつけるものとする。全ての委員からの得点を足し合わせ平均したものを当該事例の総合得点とする。</p> <p>(受賞企業の決定) 製・配・販を通じて最も総合得点が高かった事例を製・配・販連携協議会大賞とする。また、総合得点が高かった企業から3～5事例を選定し、優秀賞とする。優秀賞の選定にあたっては、各事例の総合得点に加えて、選考委員によるコメントも勘案するものとする。</p> |

3. 表彰選考委員会について

■ 「サプライチェーン イノベーション大賞」採点基準の定義

| 配点 | 定義 | 1.事業の新規性・創造性 | 2.事業の継続性・課題克服性 | 3.業界への啓発・普及効果 |
|----|---------------|---|--|---|
| 5 | 計画策定済 /未実施 | 既に類似の取組みがあり、 新規性・創造性は乏しい。 | サプライチェーン最適化に向けた 一時的・試験的な取組みであり、 継続性・課題克服性に乏しい。 | 特定の事業者のみに導入可能な 取組みであり、啓発・普及効果に 乏しい。 |
| 15 | 実施展開中 | 業界初の取組みとは言えないが、 運用等において独自の工夫が なされている。 | サプライチェーン最適化に向けた 継続的な取組みであるが、改善 効果はさほど大きいとは言えない。 | 一定範囲の事業者において導入 可能な取組みであり、啓発・普及 効果はやや限られている。 |
| 25 | 全面实施 | 業界初の画期的な取組みであり、 新規性・創造性に優れている。 | サプライチェーン最適化に向けた継続的 かつ改善効果の特に大きい取組みで あり継続性・課題克服性に優れている。 | 多数の事業者において導入可能で かつ期待効果の大きい取組みであり 啓発・普及効果に優れている。 |

| 配点 | 定義 | 4.協議会への貢献度、その他特筆事項等 |
|----|-----------------------|---------------------|
| 5 | 評価基準は全加盟企業による定量的な相対評価 | |
| 10 | | |
| 15 | | |
| 20 | | |
| 25 | | |

※ワーキンググループ会合出席率および資料提出状況などを加算し算出。

4. 応募要項

- 各企業は、製・配・販連携協議会ビジョンの理念を最も実現していると思われる事例を製・配・販連携協議会事務局に提出。
- 今年度、すでに提出されたベストプラクティス事例は選考の対象。また、表彰にあたって事例を更新して再提出することや新事例を提出することを妨げない。

【応募期間】

2016年 3月1日（火）～5月6日（金）

5. 表彰名デザイン（大賞）



5. 表彰名デザイン（優秀賞）

